

福岡市教育委員会 日本語指導員 登録案内

福岡市教育委員会では、福岡市立小・中学校・特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、日本語で学校生活を営み日本語での学習に取り組めるようになることを目的とし、日本語指導担当教員が中心となって日本語指導を行っています。また、その補助として、日本語指導員を派遣しています。つきましては、日本語指導員として登録していただける方を募集いたします。

1 登録要件（次のいずれかの要件を満たすことが必要です。）

- (1) 大学で日本語教育を主専攻または副専攻して修了した方
- (2) 民間団体等が主催する日本語教師養成講座を修了した方
- (3) 日本語教育能力検定試験に合格した方

2 登録期間

ご登録いただいた年度の翌年度末まで

3 指導概要

対象児童 生徒の例	外国籍児童生徒，日本国籍の帰国児童生徒，中国残留日本人の帰国に伴い帰国する児童生徒，等。
指導内容	日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づく日本語指導の補助。 ・ サバイバル日本語 （安全で衛生的な学校生活と，周囲との関係づくりに必要な日本語） ・ 日本語基礎 （[聞く][話す][読む][書く]の四技能を意識した，発音，文字，語彙，文型等） ※教科の内容や，日本語と教科の統合を指導してもらうことはありません。
指導方法 の原則	・ 教育課程時間内（授業時間内）における個別の取り出し授業 ※日本語習得度が同等程度の児童生徒をグループ指導してもらうこともあります。 ・ 日本語による日本語指導
指導時間	ひとりの児童生徒につき上限96時間 ※1時間（＝1時限）は小学校では45分，中学校では50分です。

4 報酬

1時間2,700円 ※別途交通費の支給はありません。

5 派遣の仕組み

①学校からの派遣申請に基づき，教育委員会が登録者名簿の中から選定し，依頼します。

※学校からの申請がない場合等，待機いただくことがありますので御了承ください。

②指導内容と指導日，指導時間等の調整は，日本語指導担当教員，派遣先の学校の教頭や担任と協議のうえ決定します。（概ね週に3～4日，1日に1～2時間指導していただきます。）

6 受付期間 随時

7 登録方法

事前にご連絡のうえ，「福岡市日本語指導員登録申請書」と「登録要件を証明する書類の写し」を教育委員会教育支援課に持参，ご提出下さい。※登録に際して得た個人情報，本事業の目的以外には使用いたしません。

【提出先】 福岡市教育委員会教育支援課

〒810-8621 福岡市中央区天神 1-8-1（市役所11階） TEL：092-711-4636